

健臓発0625第1号
平成22年6月25日

各

都道府県
指定都市
中核市

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課
臓器移植対策室長

「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）の
細則について

平成9年10月8日付け健医発第1329号厚生省保健医療局長通知の別紙「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）（以下「ガイドライン」という。）の一部改正については、平成22年6月25日付け健発0625第2号厚生労働省健康局長通知にて通知されたところですが、改正後のガイドラインの運用について、別紙のとおり細則を定め、平成22年7月17日から施行することとしましたので通知します。

なお、今般のガイドライン改正に伴い定めた細則は2の部分であり、その他の部分については、平成22年1月14日付け健臓発0114第1号当職通知に記載していたものであるため、当該通知は本通知の施行に伴い廃止します。

つきましては、貴管内市町村、関係機関及び関係団体等に対する周知について御配慮をお願いします。

あわせて、細則を付記した改正後のガイドライン全文を参考として添付したので、ご活用下さい。